

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二十三の規定によつて、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

令和六年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている者で、現に危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）において、危険物の取扱作業に従事しているものは、次の期間内にこの講習を受講しなければならない。

1 製造所等において危険物の取扱作業に従事することとなった日から一年以内（ただし、製造所等において危険物の取扱作業に従事することとなった日前二年以内に危険物取扱者免状の交付又はこの講習を受けている場合は、それぞれ免状の交付を受けた日又は講習を受けた日以後における最初の四月一日から三年以内）

2 前回の講習を受けた後、引き続き危険物の取扱作業に従事している場合は、前回の講習を受けた日以後における最初の四月一日から三年以内

二 講習年月日及び場所

1 前期

講習日	講習種別		場所
	午前	午後	
令和六年六月二六日		コンビナート	大竹市
令和六年六月二七日	コンビナート	コンビナート	大竹市
令和六年七月二日		その他	廿日市市
令和六年七月三日	給油取扱所	その他	廿日市市
令和六年七月四日		その他	東広島市
令和六年七月五日	給油取扱所	その他	東広島市
令和六年七月九日		その他	呉市
令和六年七月一〇日	給油取扱所	その他	呉市
令和六年七月一二日	給油取扱所	その他	三次市
令和六年七月一八日	その他	コンビナート	福山市
令和六年七月一九日	給油取扱所	その他	福山市
令和六年七月二四日		その他	三原市

令和六年七月二五日	給油取扱所	その他	三原市
令和六年七月二六日	給油取扱所	その他	尾道市
令和六年七月三一日		その他	広島市
令和六年八月一日	給油取扱所	その他	広島市
令和六年八月二日	その他	給油取扱所	広島市

2 後期

決定次第、県報に登載する。

注一 講習種別欄の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり、「コンビナート」とは、コンビナート等特別防災区域内の製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習であり、「その他」とは、前二者以外の危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者を対象とした講習である。

二 受講申請書を受理した後、講習日時及び会場を指定した受講票を本人宛に送付する。

三 受講人員の状況により、会場によっては講習希望日を変更し、又は講習を取りやめる場合がある。

三 講習科目及び時間

1 午前

講習科目	講習時間
一 規制の要点・過去3年間の法令改正事項	午前九時三〇分～午前一〇時三〇分
二 危険物の火災予防に関する事項	午前一〇時三〇分～午後〇時三〇分

2 午後

講習科目	講習時間
一 規制の要点・過去3年間の法令改正事項	午後一時三〇分～午後二時三〇分
二 危険物の火災予防に関する事項	午後二時三〇分～午後四時三〇分

四 受講手続

1 受講申請書の受付期間等

(一) 前期

令和六年五月七日（火）から令和六年五月二十日（月）まで（受付時間は、午前九時から午後四時三〇分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。）。ただし、土

曜日及び日曜日を除く。

郵送の場合は、令和六年五月二十日（月）までの消印があるもの限り受け付ける。

(二) 後期

決定次第、県報に登載する。

2 受講申請書の提出先

受講申請書の提出先は、次のいずれかとする。

(一) 各消防本部（署）

(二) 一般社団法人広島県危険物安全協会連合会（〒七三二―〇〇五三 広島市東区若草町六番一五号）

ただし、郵送の場合は、一般社団法人広島県危険物安全協会連合会宛とし、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請書在中」と朱書すること。

3 受講申請書は、消防本部（署）、一般社団法人広島県危険物安全協会連合会又は広島県危機管理監消防保安課で配布する。

五 受講手数料

1 受講手数料

五千三百円

なお、受講申請書受理後は、原則として、書類及び手数料は返還しない。

2 受講手数料の納付方法

専用の講習手数料納付書により金融機関で払い込み、払込証明書を受講申請書の所定の欄に貼ること。

六 講習当日の受付

講習当日は、講習開始の三十分前から受付を開始する。

受講者は、受講票及び危険物取扱者免状を受付に提出すること。

七 講習修了証明

講習修了の証明は、危険物取扱者免状に記入する。

なお、この危険物取扱者免状は、講習終了後に返却する。

八 その他

1 講習のテキストは、当日会場で配布する。

2 その他講習についての問合せは、最寄りの消防本部（署）、一般社団法人広島県危険物安全協会連合会（電話（〇八二）二六一―八二五二）又は広島県危機管理監消防保安課（電話（〇八二）五一三―二七九一（ダイヤルイン））にすること。